

鈴鹿市選挙管理委員会告示第45号

令和7年9月7日執行の三重県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項の規定により、期日前投票所の開閉時間を下記のとおり変更する。

令和7年8月29日

鈴鹿市選挙管理委員会委員長 前田和己

- 1 白子地区市民センター 2階 会議室
  - (1) 設置期間 令和7年8月30日から令和7年9月6日まで
  - (2) 開閉時間 午前8時30分から午後7時まで
  
- 2 鈴鹿ハンターショッピングセンター 1階 サブコート隣特設会場
  - (1) 設置期間 令和7年8月30日から令和7年9月6日まで
  - (2) 開閉時間 午前10時から午後7時まで（設置期間における土曜日及び日曜日は午前9時から午後7時まで）
  
- 3 イオンモール鈴鹿 2階イオンホール会場
  - (1) 設置期間 令和7年8月30日から令和7年9月1日まで
  - (2) 開閉時間 午前10時から午後7時まで
  
- 4 鈴峰公民館 ホール会場
  - (1) 設置期間 令和7年9月4日から令和7年9月6日まで
  - (2) 開閉時間 午前9時から午後7時まで